

報告第7号

専決処分について

次の事項について、令和8年7月23日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

小学校における授業中の児童の投石による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

小学校における授業中の児童の投石による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、小学校における授業中の児童の投石による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月23日

春日市長職務代理者

春日市副市長 高 田 勘 治

1 相手方

個人

2 事故の概要

令和8年5月12日(火)午後2時頃、春日市立白水小学校の敷地内にある畑で授業を行っていた際、児童が投げた石が、畑に隣接する駐車場に駐車していた相手方自動車に当たり、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

71,610円